カスタマーハラスメント対応方針の制定

１．趣旨及び対応方針

令和８年１０月１日から、改正された労働施策総合推進法及び「事業主が職場における顧客等の言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が施行され、事業主に対し、職場におけるカスタマーハラスメントを防止するための措置を講じることが求められています。

これを踏まえ、当センターにおいても、カスタマーハラスメントに対する基本的な姿勢を明確にし、職員及び就業会員の働く環境を守るため、組織としての基本的な考え方及び対応を定めた「カスタマーハラスメント対応方針」を別紙のとおり制定するものです。

なお、当該方針に基づく具体的な対応については、別途、対処要領等を整備し、職員及び関係者への周知を図るものとします。

２．施行日

令和８年１０月１日